

2019年12月6日  
株式会社日本ハウスホールディングス

**証券取引等監視委員会による当社元従業員および従業員に対する課徴金納付命令の勧告について**

本日、証券取引等監視委員会から、平成30年10月26日に「当社マンション事業部における不適切な会計処理に関するお知らせ」を公表する前に、その情報を知り得た元従業員および従業員が当社株式を売り付けていたことが、金融商品取引法（内部者取引規制）違反に該当するとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、上記2名に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

当社では、内部者取引防止規定を設け、従業員に対する研修等を通じてインサイダー取引防止に努めてきたにも関わらず、このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、関係者の皆様にご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この事態を厳粛に受け止め、今後更なるコンプライアンス体制の強化とともに教育・指導の再徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上